

すまいの創エネ・省エネ応援事業について

1 対象者、助成対象設備、助成金額

設備の設置又は購入に関する契約の締結日が「令和2年4月1日（水）」以降であるものを助成対象とします。

ただし、交付申請及び実績報告の期間が定められていますので、御注意ください。

対象者	助成対象設備	同時設置する設備・他の補助事業の利用※1	助成金額	
戸建住宅の個人 賃貸共同住宅の個人所有者・ 個人居住者 (個人居住部分での使用の場合) 分譲共同住宅の区分所有者	太陽光発電システム (全量売電は対象外)	なし	2万円/kW	
		省エネ※2・耐震改修※3 次世代住宅ポイント※4	4万円/kW	
		太陽熱利用システム	4万円/kW	
		蓄電システム	4万円/kW 4kWまで1万円/kW加算※5	
		エネファーム	4万円/件加算	
	蓄電システム (太陽光発電システムと同時 設置, 同時申請が対象)	太陽光発電システム	3万円/kWh※5 (上限: 6kWh)	
	HEMS (家庭用エネルギー管理システム)	なし	2万円	
	太陽熱利用 システム	自然循環型	なし	5万円
			省エネ・耐震改修 次世代住宅ポイント 太陽光発電システム	10万円 15万円
		強制循環型	なし	10万円
省エネ・耐震改修 次世代住宅ポイント 太陽光発電システム			20万円 30万円	
賃貸共同住宅の個人所有者 (共有部分での使用の場合) 分譲共同住宅の管理組合 集会所の自治会等	太陽光発電システム (全量売電は対象外)	なし	4万円/kW	
	蓄電システム	なし	7.5万円/kWh	

- ※1 同時設置すること（各設備を設置し、同時に申請すること。）により、要件を満たす。ほかの補助事業は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までにほかの補助事業の補助金の交付額の決定を受けるものなど。
- ※2 既存住宅の省エネリフォーム支援事業において、補助対象費用25万円（税抜）以上の工事を同時に実施する場合。
- ※3 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業において、補助対象費用25万円（税抜）以上の工事を同時に実施する場合
- ※4 国の次世代住宅ポイント制度において、住宅のリフォームの補助対象費用25万円（税抜）以上の工事を同時に実施する場合。ただし、対象工事は断熱改修又は耐震改修に限る。
- ※5 別途定める予算と期間を超えない範囲までを対象とする。また、太陽光発電システムと蓄電システムの合計助成対象経費の2分の1を超える場合、超える範囲については、減額する。

一覧表は要綱に記載された内容を分かりやすくまとめたものです。詳細は要綱を御覧ください。

2 交付申請期間

「令和2年4月10日（金）」から予算額に達した時点まで（必着）
ただし、設備の設置日の前日までに交付申請が必要です。

3 実績報告期日

対象設備の設置日の翌日から60日以内又は「令和3年3月15日（月）」のいずれか早い日まで（必着）